平成30年3月5日京都市保健福祉局

担当:医療衛生推進室医務衛生課

電話:075-222-4272

住宅宿泊事業法に基づく届出受付窓口の設置等について

平成30年6月15日の住宅宿泊事業法(以下「法」という。)の施行に先立ち、3月15日から住宅宿泊事業を営む旨の届出ができるようになります。

京都市においては、法の施行に当たり、「京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例」など京都市独自ルールを定め、宿泊者及び市民の皆様にとって安全かつ安心で良好な生活環境を確保していくこととしております。

この度,法令及び本市独自ルールに基づき住宅宿泊事業を営もうとする方の事前相談及び届出受付窓口を設置しますので、お知らせします。

また,市民の皆様からの「民泊」に関する相談や違法・不適切な「民泊」に係る苦情,通報などをお寄せいただく「民泊通報・相談窓口」についても,体制拡充を図りますので,併せてお知らせします。

1 届出受付窓口の開設日

平成30年3月15日(木)

2 開設時間

毎週月曜日~金曜日(祝日,年末年始を除く) 午前:9時~正午

午後:1時~5時

※ 開設当初は混雑が予想されますので、事前に来庁時間を御連絡のうえ(事前予約)、お越しくださいますよう、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

3 開設場所

保健福祉局医療衛生推進室 医療衛生センター内

所在地:中京区御池通高倉西入高宮町200番地

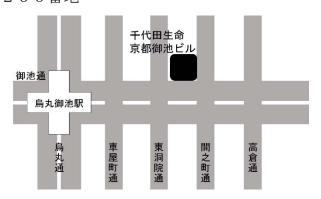
千代田生命京都御池ビル2階

電 話:075-748-1313

FAX : 075 - 748 - 1717

※ 平成30年度以降は、組織改編により 開設場所が変更となる可能性があります。 その際は、改めてお知らせしますので、

よろしくお願いします。



4 届出受付窓口における事務の概要

営業を予定している事業者等に対して、次の業務を行います。

- ・ 法令及び条例等に基づく届出手続に関する問い合わせや相談
- 住宅宿泊事業の新規届出等の受付
- ・ 宿泊日数や苦情の対応状況に係る定期報告の受付
 - ※ 届出受付体制の構築のため、これらの事務の一部を<u>京都府行政書士会に委</u> **託**します。

【参考:住宅宿泊事業法に関する国の対応】

・ 住宅宿泊事業を開始するためには、原則として国の「民泊制度運営システム」 により所定の手続を行う必要があります。

|民泊制度ポータルサイト||<法制度や事業参入方法等に関する情報発信>

[U R L] http://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/

- ※ 「民泊制度」「民泊ポータル」などで検索してください。
- ※ 「民泊制度運営システム」の操作方法確認やログインもこちら から行ってください。

5 「民泊通報・相談窓口」の体制拡充

市民の皆様からお寄せいただく「民泊」に関する一般的な相談や苦情、通報については、引き続き、「民泊通報・相談窓口」において受け付けています。

なお、3月中旬からは、オペレーターを1名増員し、2名体制とします。

【電話番号】075-223-0700

【受付日時】午前10時~午後5時(年末年始を除き年中無休)

【参考:住宅宿泊事業法に関する国の対応】

・ 観光庁が運営する以下コールセンターも積極的に御活用ください。

|民泊制度コールセンター||<住宅宿泊事業に関する制度の問合せや苦情相談等の受付>

【電話番号】 0570-041-389

【受付日時】①3月中

午前9時~午後5時(平日のみ)

②4月以降

午前9時~午後10時(年中無休)